

雫石町高齢者等運転免許証自主返納支援事業について

～安心と安全のために。新しい移動手段で、もっと快適な毎日を。

免許返納で、暮らしの安心を選びませんか？～

【運転免許証の自主返納を検討しませんか？】

年齢とともに運転に不安を感じたり、ご家族から心配の聲が上がっていませんか？

運転免許証の自主返納は、ご自身とご家族、そして地域全体の安全を守る大切な選択です。

雫石町では、免許返納後の生活をサポートする取り組みを行っています。

【免許返納のメリット】

- ・交通事故の心配から解放されます
- ・精神的な負担が軽減されます
- ・地域社会の安全に貢献できます



【雫石町高齢者等運転免許証自主返納支援事業について】

①支援内容

運転免許証を自主返納した町民の方に対し「あねっこバスチケット」又は「雫石町共通商品券」のいずれか5,000円分を交付します。

※この制度の利用は1人につき1回限りです。

②対象となる方

平成29年6月1日以降に運転免許証を自主返納し、自主返納した日において65歳以上となる町民。※ただし、有効期限切れ等で失効した場合は対象外です。

③申請方法

申請書に以下の書類の写しを添えて申請してください。

○申請による運転免許証の取消証明書の写し

(盛岡運転免許センターや警察署等にて申請受付・発行しています。)

○本人の生年月日を確認することができる書類(運転経歴証明書等)



申請書はコチラ↓

※申請書は役場総合政策課でも
配布しています。



【お問い合わせ先】

総合政策課 政策推進係

電話番号：019-692-6409 FAX：019-692-1311

メールアドレス：chiikizukuri@town.shizukuishi.iwate.jp

雫石町高齢者等運転免許証自主返納支援事業 フローチャート

【手続きの流れ】

全ての運転免許証の返納を申請
<運転免許センター又は警察署等へ>

・失効の場合は、取り消し通知書は発行されません。

「申請による運転免許の取消通知書」が
発行される。
※あわせて「運転経歴証明書」の交付申請も
可

※「運転経歴証明書」は、免許返納からさかのぼって5年間の運転に関する経歴を証明するもので、公的な身分証明書として生涯使えます。運転免許センター又は警察署等で発行（交付手数料 1,100 円）。

利用申請書の提出
<役場 総合政策課へ>

申請に必要な書類

- ・利用申請書（様式第1号）
 - ・「申請による運転免許の取消通知書」及び「本人の生年月日を確認することができる書類」（両方必要）
 - ・代理人申請の場合は委任状添付
- ※商品券等は後日、受け渡しとなります。

申請内容審査

月末で一旦締め切り、申請者及び支援品を確定

決定通知書送付

- ・利用承認決定通知書（様式第2号）
- ・受領書（代理人受領等の委任状送付）

支援品の受領

- ・受領書（受取者又は代理人の自署）
- ※商品券等の受け渡しは申請翌月の上旬となります。